

別表第2（第4条関係）

基本点数表

区分1（条例事項）	区分2（条例事項の細分）	指数
(1) 家庭外労働（居宅外自営含む）	ア 月20日以上、1日8時間以上または月160時間以上	6
	イ 月20日以上、1日6時間以上または月120時間以上	5
	ウ 月16日以上、1日6時間以上または月96時間以上	4
	エ 月64時間以上	3
	オ その他の就労	2
(2) 家庭内労働	ア 自営業で月20日以上、1日6時間以上または月120時間以上	5
	イ 家庭内労働で月16日以上、1日6時間以上または月96時間以上	4
	ウ 月64時間以上	3
	エ その他の就労	2
(3) 内定	ア 月160時間以上で就労が内定している者	5
	イ 月120時間以上で就労が内定している者	4
	ウ 月96時間以上で就労が内定している者	3
	エ 月64時間以上で就労が内定している者	2
(4) 出産・妊娠	ア 産前産後約2か月以内	5
(5) 疾病	ア 入院を必要とする者、常時病臥者（居宅内）	6
	イ 通院を必要とするなど、常に安静を要する場合	5
	ウ 疾病等により保育に支障がある場合	4
	エ 上記以外	3
(6) 障がい	ア 身障手帳1, 2級、療育手帳A, B1、精神障害者保健福祉手帳1級	6
	イ 身障手帳3, 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳2, 3級	5
	ウ 上記以外	3
(7) 看護・介護	ア 入院付き添い、病児病臥（居宅内）または(6)ーアの状態の者の看護・介護	6
	イ 常に安静を要する者、(6)ーイの状態の者の看護・介護または支援学校等の在園児の看護・介護	5
	ウ 上記以外の者の看護・介護	3
(8) 災害	ア 災害復旧に当たっている者	6
(9) 就学	ア 職業訓練校、専門学校、大学等に就学中で月16日以上、1日6時間以上または月96時間以上	4
	イ (9)ーアに該当しない範囲で就学している者	3
	ウ 上記に就学予定の者	1
(10) 求職中	ア 生計中心者が失業等により求職中である者	4
	イ 労働誓約	1
(11) その他	ア 不存在	6
	イ 虐待やDVのおそれがある等、社会的擁護が必要な世帯	6
	ウ 子どもが障害を有し、入所が望ましいと判断される世帯	4

調整点数表（いずれかの要件のみ加算）

	調整内容	指数
(1)	ひとり親世帯、児童世帯その他これに準じる世帯	2
(2)	育児休業または産休明けの世帯	1
(3)	就労内定かつ実施開始希望月には就労が見込まれる世帯	1
(4)	在籍児が諸般の事情で一時的に退所し、再入所する世帯	1
(5)	生活保護世帯かつ施設利用により自立が見込まれる世帯	1
(6)	家庭的保育事業等および2歳児までの保育園の卒園予定児童がいる世帯	1

加算点数表（該当する要件すべてを加算）

(1)	認可外や他市等の保育施設を利用している世帯	1
(2)	保護者が保育士、幼稚園教諭または保育教諭として、本市内の保育所等に就労し、または就労することが内定している世帯	1
(3)	その他入所が必要と福祉事務所長が認める世帯	1

備考

- 1 2歳児までの保育園に入所している子どもが卒園するときは、他の保育所等において保育の利用を継続するものとする。
- 2 家庭的保育事業等に入所している子どもが卒園するときは、連携施設において保育の利用を継続できるよう優先的に利用調整するものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 子どもおよび世帯の状況
 - (2) 他の兄弟姉妹の保育所等への入所の状況
 - (3) 同居および近居の親族の有無